

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の透明性や経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を確立し、法令を遵守し企業価値の向上を図ることをコーポレートガバナンスの基本的な方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場会社として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ニュー・オータニ	216,800	27.82
株式会社エムアンドエーコーポレーション	77,400	9.93
株式会社テーオーシーサプライ	55,000	7.05
大谷和彦	42,149	5.40
大谷けい子	42,023	5.39
大谷鹿沼取引先持株会	29,900	3.83
大谷富山取引先持株会	28,900	3.70
有限会社大谷興産	18,000	2.31
株式会社三井住友銀行	15,000	1.92
株式会社みずほ銀行	15,000	1.92

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

大株主の状況については、令和2年3月末日現在の状況として記載しております

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は支配株主を有しておらず、その他コーポレートガバナンスに重要な影響を与える特別な事情はありません

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大谷卓男	他の会社の出身者								○			
崎山喜代志	他の会社の出身者								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大谷卓男		株式会社テーオーシーの代表取締役社長及び株式会社テーオーシーサプライの代表取締役会長であります。当社は株式会社テーオーシーから事務所の一部を賃借しております	長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と高い経営的見識を有しており、社外取締役として業務執行を行う経営陣から独立した立場で適切な助言と提言を受けることにより、当社の経営に資することが大きいと判断し、選任しております
崎山喜代志		株式会社ニュー・オータニの取締役及び株式会社テーオーシーの執行役員であります	長年にわたる経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、社外取締役として独立した中立的な立場から、当社の経営に関する助言・監督等の職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任しております

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人及び内部監査部門である監査グループとの監査報告会を実施し、社内業務の状況を確認しております
 監査役は、監査グループから監査計画と監査結果について定期的な報告を受けるほか、必要に応じて会計監査人の往査及び監査講評等に立ち
 会うなど、監査グループ及び会計監査人と相互に密接な連携を図っております

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
稲葉弘文	他の会社の出身者													
羽廣元和	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
稲葉弘文	○	三陽エンジニアリング株式会社の代表取締役社長であります	長年にわたる企業経営者としての豊富な経験 と幅広い見識を有しており、その経験を活かした取締役の業務執行に対する監査が行えると判断し、選任しております また、当社との間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく高い独立性を有していると判断し、独立役員として指定しております

羽廣元和		株式会社ニュー・オータニの監査役及び株式会社テーオーシーの顧問であります	企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験を活かした取締役の業務執行に対する監査が行えると判断し、選任しております
------	--	--------------------------------------	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は、現在の報酬制度が適当であると考えており、インセンティブの付与は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社は有価証券報告書及び事業報告において、役員区分ごとの報酬等の総額を開示しております。令和2年3月期における当社の取締役及び監査役に対する報酬等の総額は次のとおりです。

取締役 10名 107百万円
監査役 3名 11百万円

(注) 上記取締役の人員には、令和元年6月26日開催の第80期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名を含んでおります。また、上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社役員の報酬等の額または算定方法の決定に関する方針は、取締役の役位、経歴等、その責任に応じた基本報酬(月例)で構成されており、業務の執行状況等を総合的に勘案して決定しております。
この方針により、各取締役の業務目標の達成状況等を勘案、役員報酬について代表取締役社長が草案を作成し、株主総会で決議した報酬総額を限度額とした範囲内で独立役員が出席する取締役会において協議のうえで、その配分を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポート担当部署として、管理グループが対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会は社外取締役2名を含む9名で構成され、定例取締役会を毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令または定款の定める事項のほか業務執行の基本事項について会社の意思を決定するとともに、業務執行状況の報告を受け、取締役の適正な業務執行が図られるよう監督しております。
2. 監査役会は社外監査役2名を含む3名で構成され、毎月1回開催し、その職務の遂行上知り得た情報を相互に共有し、意見交換を行い、連携を図っております。また、監査役は取締役会に、さらに常勤監査役はその他業務部門の重要な会議等にも出席し、取締役会のほか重要な意思決定の過程及び業務執行状況を監査しております。

3. 内部監査部門として、社内に監査グループを設置し各部門の業務監査及び内部統制監査を行っております。
4. 弁護士や税理士から、より専門的な立場での適切なアドバイスを得るため顧問契約を結び万全を期しております。
5. 当社は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現在の体制及びその運用により、経営監視機能の実効性と独立性は十分に確保されていると考えております

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主様に出席していただけるよう、集中日を回避した株主総会開催日の設定に努めております。 第81期定時株主総会は令和2年6月25日に開催いたしました。
その他	第81期定時株主総会の開催日は令和2年6月25日であり、その招集通知は令和2年6月5日に発送しました。また、発送日に先立って令和2年6月4日に東京証券取引所のWEBサイトに公開するとともに、当社のホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(https://www.otanikogyo.com/)において、決算短信・事業報告書・適時開示資料等を掲載しております	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員:管理部門担当役員 IR担当部署:管理グループ総務チーム(兼任)	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	株主優待制度を実施し当社業務への理解を深めていただいております

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役の業務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

会社情報を適時・的確にディスクローズし、経営の透明性を高めてまいります。また、経営監視役として社外取締役がいる一方、監査制度も社外監査役及び監査法人による外部監査を受け万全を期します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは当社社内規定に従い、適切に記録し、保存及び管理します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部監査部門がリスク管理活動を統括し、リスク管理に関する基本方針などを定めた「リスク管理規定」に基づきリスクの顕在化の未然防止並びに早期発見のための体制を整備します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

情報把握並びに意思決定を的確・迅速に行えるよう、常勤取締役並びに常勤監査役で構成する「常勤役員会」で情報を把握し、重要事項については審議を行った上で、「取締役会」において最終意思決定を行います。また、取締役会付議議案は取締役会規定に定められている付議基準に則り提出されます。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

社内に内部監査部門を設置し、「内部監査規定」に基づき計画的に内部監査を実施します。内部監査部門は監査役及び会計監査人と密接な連携を保ち効率的な内部監査を実施します。また、コンプライアンス・マニュアルを従業員に周知し、法令、定款並びに社会的規範の遵守を徹底します。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

情報の正確性、迅速性を確保できるフラットな体制を整備します。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に配置するものとし、監査役と十分に協議し決定いたします。

(8) 前号使用人の取締役からの独立性に関する事項

使用人の任命、異動及び専任性については、監査役と十分に協議し決定いたします。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、監査役から報告を求められたときは速やかに適切な報告を行わなければならないものとし、

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、経営方針、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換するものとします。また、取締役会その他重要な会議への出席、会計監査人及び内部監査部門等との連携により監査の実効性を確保します。監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに処理をするものとします。

2. 業務適正を確保するための体制の運用の状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための運用状況の概要は、以下のとおりであります。

当事業年度においては、平成27年5月に施行された改正会社法及び改正会社法施行規則に対応するため、当社では、平成27年5月に内部統制システムの整備に関する基本方針とそれに関連する社内規程を改定し、運用しております。

(1) コンプライアンスに対する取組みについて

「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、すべての役職員が基本ルールに則って行動するよう周知徹底を図るとともに、内部統制監査によるモニタリングを通じ、法令及び定款違反の発生又は発生するおそれのある場合は、厳正な調査を行い、客観的な事実関係を見極め、適切な対応方法を選択し、再発防止を図っております。

(2) 職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組みについて

毎月開催される常勤役員会で情報を把握し、重要事項については迅速に審議を行い、毎月1回開催の定例取締役締例会及び必要に応じて開催される臨時取締役会において、最終意思決定を行っております。取締役の業務執行に関する情報・文書の取扱いについては、文書帳票取扱規定等の社内規程に基づき、適切に記録し、保存及び管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に対する取組みについて

リスク管理の基本規程に基づき、リスク管理委員会を中核とする統合的なリスク管理体制を構築・整備し、当社に関わるリスクの認識、分析を行い、適切な対応を行っております。

(4) 監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みについて

監査役は、代表取締役と年2回の定期会合において、経営方針、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等について意見交換を行っております。また、毎月1回の定例取締役会及びその他重要な会議への出席、会計監査人及び内部監査部門との連携を密にして監査の実効性を高めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社コンプライアンス・マニュアルで法令遵守を掲げ、これに基づき反社会的勢力に対する一切の関係を遮断することとします。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、対応部署を総務チームとし、特殊暴力防止対策協議会などの外部専門機関との協力体制を整備します。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

会社情報の適時開示に関する組織体制等

- (1) 会社情報の統括管理は、管理部門担当役員(情報開示担当役員)が行っています
- (2) 会社情報は、管理グループが収集を行います
- (3) 収集された情報は、適時開示規則等の法令に従って顧問税理士、顧問弁護士、監査法人等に客観的なご意見をいただき、開示すべき情報については速やかに開示準備を行います
- (4) 会社情報統括管理者は、準備された情報をチェックし速やかに報告し取締役会に付議した上で開示を行います

